

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

1. 改正の内容

- 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号）以下「令和 7 年年金法」という。）において、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）第 12 条第 5 号ロが削除され、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号）附則第 17 条が改正され、同法附則第 17 条の 3 の 2 が新設され、厚生年金保険における被保険者の範囲が拡大したことを受け、私立学校教職員共済法施行令（昭和 28 年政令第 425 号。以下「私学共済令」という。）においても、同様の改正を行う。また、令和 7 年年金法において、厚年法附則第 4 条の 6 及び令和 7 年年金法附則第 22 条が新設され、新たに厚生年金保険における被保険者の範囲が拡大したことに伴う経過措置が設けられたことを受け、私学共済令及び私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 294 号）においても、同様の改正を行う。

<私学共済令の改正の概要>

- ① 月額報酬 8. 8 万円未満の短時間労働者を加入者とししない要件を撤廃する。
 - ② 短時間労働者を加入者としなければならない学校法人等を、50 人を超える学校法人等と定めているところ、令和 17 年 10 月 1 日までに段階的に引き下げ、全ての学校法人等とする。
 - ③ 加入者の適用拡大に伴い、当分の間、新たに加入者となった短時間労働者及び学校法人等に対して、掛金負担軽減等の経過措置を設ける。
- これらの改正が令和 8 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、私立学校教職員共済法施行規則（昭和 28 年文部省令第 28 号）について、必要な規定の整備や改正を行う。

2. 改正の概要

（1）異動報告書の提出手続の見直し（第 1 条第 1 項）

加入者の適用拡大に伴い、加入者資格の取得及び喪失に係る異動報告書の提出手続について、所要の見直しを行う。

（2）短時間労働者の加入資格に係る手続の新設（第 1 条の 2 の 2 の 2（新設））

加入者の適用拡大に伴い、短時間労働者が加入資格を取得又は喪失する際の手続、短時間労働者から通常の加入者に区分を変更する際の手続を定める規定を新設する。

（3）掛金負担軽減措置に係る手続の新設（第 1 条の 2 の 5 の 2 及び第 1 条の 2 の 5 の 3（新設））

新たに加入者となった短時間労働者及び学校法人等が、掛金負担軽減等の経過措置を利用又は停止する際の手続を定める規定を新設する。

（4）その他、所要の改正を行う。

3. 施行期日等

公 布 日：令和 8 年 9 月 30 日

施行期日：令和 8 年 10 月 1 日